

○ 総務省令第三十三号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

総務大臣 高市 早苗

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを

掲げていないものは、これを加える。

第一表

		改 正 後	改 正 前
		(用語)	
第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第一条 「同上」	
〔一～十 略〕		〔一～十 同上〕	
十一 写真付き本人確認書類 第五条第一項第一号又は第三号（同項第一号□から二まで及び ヘ並びに同項第二号に掲げるものを除く。）に規定する書類をいう。	〔新設〕	十一 写真付き本人確認書類 第五条第一項第一号又は第三号（同項第一号□から二まで及び ヘ並びに同項第二号に掲げるものを除く。）に規定する書類をいう。	〔新設〕
十二 本人確認用画像情報 自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び 法第十条第二項において準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。）に規定する書類をいう。	〔新設〕	十二 本人確認用画像情報 自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び 法第十条第二項において準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。次号において同 じ。）に携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。	〔新設〕
十三 特定本人確認用画像情報 自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者は貸与業者 が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌及び 写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が 当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人 確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を 確認することができるものをいう。	〔新設〕	十三 特定本人確認用画像情報 自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者 が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌及び 写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が 当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人 確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を 確認することができるものをいう。	〔新設〕
〔2 略〕	〔2 同上〕	〔2 同上〕	〔2 同上〕
(本人確認の方法)	(本人確認の方法)	(本人確認の方法)	(本人確認の方法)
第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める方法とする。	第三条 「同上」	第三条 「同上」	第三条 「同上」
一 自然人（法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。） 次に掲げる 方法のいずれか	一 「同上」	一 「同上」	一 「同上」
イ 当該自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び第十条第二項に おいて準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を を除き、以下同じ。）から第五条第一項第一号（二及びヘを除く。）又は第三号に規定す る書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提 示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。	イ 当該自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び第十条第二項に おいて準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を を除き、以下同じ。）から第五条第一項第一号（二及びヘを除く。）又は第三号に規定す る書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提 示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。	イ 当該自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び第十条第二項に おいて準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を を除き、以下同じ。）から第五条第一項第一号（二及びヘを除く。）又は第三号に規定す る書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提 示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。	イ 当該自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び第十条第二項に おいて準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を を除き、以下同じ。）から第五条第一項第一号（二及びヘを除く。）又は第三号に規定す る書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提 示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。
〔ロ 略〕	〔ロ 同上〕	〔ロ 同上〕	〔ロ 同上〕
ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用 して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法	〔新設〕	ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用 して、特定本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真 付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回 路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項 に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第 二	〔新設〕

十一條第一項第一号ニ、第十九条第一項第一号ニ及び第三号ニ並びに第二十条第一項第四号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける

方法

ホルチ

〔略〕

〔二〕 略

〔略〕

2 前項第一号ロ、ホ及びヘ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による携帯音声通信端末設備等の送付は、提示、送付又は送信された書類又はその写しに記載されている相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付することをもつて代えることができる。

〔3～5 略〕

（代表者等の本人確認の方法）

第四条 法第三条第一項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

〔一・二 略〕

〔略〕

〔三〕

〔略〕

〔四〕

〔五〕

〔六〕

〔七〕

〔八〕

〔九〕

〔十〕

〔十一〕

〔十二〕

〔十三〕

〔十四〕

〔十五〕

〔十六〕

〔十七〕

〔十八〕

〔十九〕

〔二十〕

〔二十一〕

〔二十二〕

〔二十三〕

〔二十四〕

〔二十五〕

〔二十六〕

〔二十七〕

〔二十八〕

〔二十九〕

〔三十〕

〔三十一〕

〔三十二〕

〔三十三〕

〔三十四〕

〔三十五〕

〔三十六〕

〔三十七〕

〔三十八〕

〔三十九〕

〔四十〕

〔四十一〕

（本人確認書類）

第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののはずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものにて有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六ヶ月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号に規定する外国人を除く。）

イ 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証

若しくは同法第二百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する

バーエ 「同上」

〔二〕 同上

〔三〕 同上

〔四〕 同上

〔五〕 同上

〔六〕 同上

〔七〕 同上

〔八〕 同上

〔九〕 同上

〔十〕 同上

〔十一〕 同上

〔十二〕 同上

〔十三〕 同上

〔十四〕 同上

〔十五〕 同上

〔十六〕 同上

〔十七〕 同上

〔十八〕 同上

〔十九〕 同上

〔二十〕 同上

〔二十一〕 同上

〔二十二〕 同上

〔二十三〕 同上

〔二十四〕 同上

〔二十五〕 同上

〔二十六〕 同上

〔二十七〕 同上

〔二十八〕 同上

〔二十九〕 同上

〔三十〕 同上

〔三十一〕 同上

〔三十二〕 同上

〔三十三〕 同上

〔三十四〕 同上

〔三十五〕 同上

〔三十六〕 同上

〔三十七〕 同上

〔三十八〕 同上

〔三十九〕 同上

〔四十〕 同上

〔四十一〕 同上

〔四十二〕 同上

〔四十三〕 同上

〔四十四〕 同上

〔四十五〕 同上

〔四十六〕 同上

〔四十七〕 同上

〔四十八〕 同上

〔四十九〕 同上

〔五十〕 同上

〔五十一〕 同上

〔五十二〕 同上

〔五十三〕 同上

〔五十四〕 同上

〔五十五〕 同上

〔五十六〕 同上

〔五十七〕 同上

〔五十八〕 同上

〔五十九〕 同上

〔六十〕 同上

〔六十一〕 同上

2 前項第一号ロからニまで並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による携帯音声通信端末設備等の送付は、提示又は送付された書類又はその写しに記載されている相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付することをもつて代えることができる。

〔三〕 同上

〔四〕 同上

〔五〕 同上

〔六〕 同上

〔七〕 同上

〔八〕 同上

〔九〕 同上

〔十〕 同上

〔十一〕 同上

〔十二〕 同上

〔十三〕 同上

〔十四〕 同上

〔十五〕 同上

〔十六〕 同上

〔十七〕 同上

〔十八〕 同上

〔十九〕 同上

〔二十〕 同上

〔二十一〕 同上

〔二十二〕 同上

〔二十三〕 同上

〔二十四〕 同上

〔二十五〕 同上

〔二十六〕 同上

〔二十七〕 同上

〔二十八〕 同上

〔二十九〕 同上

〔三十〕 同上

〔三十一〕 同上

〔三十二〕 同上

〔三十三〕 同上

〔三十四〕 同上

〔三十五〕 同上

〔三十六〕 同上

〔三十七〕 同上

〔三十八〕 同上

〔三十九〕 同上

〔四十〕 同上

〔四十一〕 同上

〔四十二〕 同上

〔四十三〕 同上

〔四十四〕 同上

〔四十五〕 同上

〔四十六〕 同上

〔四十七〕 同上

〔四十八〕 同上

〔四十九〕 同上

〔五十〕 同上

〔五十一〕 同上

〔五十二〕 同上

〔五十三〕 同上

〔五十四〕 同上

〔五十五〕 同上

〔五十六〕 同上

〔五十七〕 同上

〔五十八〕 同上

〔五十九〕 同上

〔六十〕 同上

(昭和二十六年政令第三百十九号) 第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード又は旅券等(出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。)

「ロ～ヘ 略」

「一・三 略」

「2 略」

(本人確認記録の作成方法)

第七条 法第四条第一項の総務省令で定める方法は、書面、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条第二項において同じ。)又はマイクロフィルムによる方法とする。

(本人確認記録の記録事項)

第八条 「略」

2 前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行つた日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

「一 略」

二 第三条第一項第一号ハ又はニに規定する方法 携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三 第三条第一項第一号ロ又はホからトまでのいづれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四号ロ又は代表者等に送達又は交付された日

四 第三条第一項第一号チ又は第二号ニに規定する方法 携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日

五 「略」

(本人確認に用いた書類等の保存)

第十一条 携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報若しくは写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

2 前項の保存は、書面、電磁的記録又はマイクロフィルムによるものとする。

(譲渡時本人確認の方法等)

第十一条 法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード又は旅券等(出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。)

「ロ～ヘ 同上」

「一・三 同上」

(本人確認記録の作成方法)

第七条 法第四条第一項の総務省令で定める方法は、書面又はマイクロフィルムによる方法とする。

(本人確認記録の記録事項)

第八条 「同上」

2 「同上」

(本人確認記録の記録事項)

第八条 「同上」

2 「同上」

(新設)

二 第三条第一項第一号ロからホまでのいづれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四号第一項第二号から第五号までのいづれかに規定する方法 携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

三 第三条第一項第一号ヘ又は第二号ニに規定する方法 携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日

四 「同上」

(本人確認に用いた書類等の保存)

第十一条 携帯音声通信事業者は、相手方又は代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたときは、当該写しおよび本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

2 前項の保存は、書面又はマイクロフィルムによるものとする。

(譲渡時本人確認の方法等)

第十一
十二条 「同上」

一　自然人（法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。）次に掲げる方法のいずれか

「イ・ロ　略」

ハ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

二　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方

法　ホーチ
〔略〕

〔二　略〕

2 前項第一号ロ、ホ及びヘ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。

〔3～5　略〕

6 第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行いう場合において準用する。この場合において必要な技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第八条第二項	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔媒介業者等による本人確認の方法等〕		

〔十二条　〔略〕〕

2 第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第四号を除く。）、第十条並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行いう場合において準用する。この場合において必要な技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第八条第二項	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔同上〕		

〔契約者の本人特定事項の確認の方法〕

一　「同上」

「イ・ロ　同上」

〔新設〕

〔新設〕

ハ　「同上」

〔二　同上〕

2 前項第一号ロからニまで並びに第一号ロ及びハに掲げる方法による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。

〔3～5　同上〕

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第八条第二項	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔媒介業者等による本人確認の方法等〕		

〔十二条　〔同上〕〕

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第八条第二項	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔媒介業者等による本人確認の方法等〕		

〔契約者の本人特定事項の確認の方法〕

第十三条 「略」

〔2 略〕

3 第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替える字句
第三条第二項	前項第一号口、ホ及びヘ並びに第一号口及びハ
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕

(貸与時本人確認の方法)

第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人（第十七条の規定により旅券等を提示した外国人及び貸与時みなし契約者（法第十一条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。）を除く。）次に掲げる方法のいずれか

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定

本人確認用画像情報の送信を受ける方法

二 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ホ 〔略〕

〔略〕

〔二 略〕

三 貸与時みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受ける方法

三 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受ける方法

四 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ホ 〔略〕

〔四 略〕

〔2 5 略〕

(代表者等の貸与時本人確認の方法)

第十三条 「同上」

〔2 同上〕

3 第三条第二項 「同上」

読み替える規定	読み替える字句
第三条第二項	前項第一号口からニまで並びに第一号口及びハ
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕

(貸与時本人確認の方法)

第十九条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

三 「同上」

四 「同上」

五 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

九 「同上」

十 「同上」

十一 「同上」

十二 「同上」

十三 「同上」

十四 「同上」

十五 「同上」

十六 「同上」

十七 「同上」

十八 「同上」

十九 「同上」

二十 「同上」

(代表者等の貸与時本人確認の方法)

第二十条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

第二十条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

〔一・二 略〕

〔新設〕

送信を受ける方法

〔四 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信

〔五 記録された当該情報の送信を受け方法

〔五 略〕

〔二・三 略〕

〔六 貸与時本人確認記録の記録事項〕

〔二十一條 略〕

〔二十一條 貸与時本人確認記録の記録事項〕

〔二十一條 略〕

〔二 前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行つた日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。〕

〔一 略〕

〔二 第十九条第一項第一号ハ若しくはニ又は第三号ハ若しくはニに規定する方法 貸与業者が

〔三 当該送信を受けた日〕

〔四 略〕

〔五 略〕

〔二・三 同上〕

〔三 同上〕

〔四 同上〕

〔五 同上〕

〔削る〕

2

〔同上〕

〔一 同上〕
〔二 同上〕
〔三 同上〕
〔四 同上〕
〔五 同上〕

〔新設〕

〔電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存〕

第二十六条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の主務省令で定める保存は、第七条及び第十条第二項（いずれも第十二条第一項、第十二条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の保存とする。

〔電磁的記録による保存〕

第二十七条 携帯音声通信事業者又は貸与業者が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を携帯音声通信事業者又は貸与業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を携帯音声通信事業者又は貸与業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもつて調製するファイルにより保存する方法

三 携帯音声通信事業者又は貸与業者が、前項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録されて

いる事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成)

第二十八条 携帯音声通信事業者又は貸与業者が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、第七条（第十一条第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、携帯音声通信事業者又は貸与業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

第一表

		改 正 後	改 正 前
	(用語)		
	第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 〔一～八 略〕	〔一～八 同上〕	〔一～八 同上〕
	九 特定事項伝達型本人限定受取郵便等 本人限定受取郵便等であつて、差出人に代わって名あて人本人の住居を確認し、名あて人本人から写真付き本人確認書類（第十一号に規定する書類をいう。以下同じ。）の提示を受け、かつ、本人確認記録等の作成に関し必要な事項を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。 〔十～十三 略〕	九 特定事項伝達型本人限定受取郵便等 本人限定受取郵便等であつて、差出人に代わって名あて人本人の住居を確認し、名あて人本人から本人確認書類（第五条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）の提示を受け、かつ、本人確認記録等の作成に関し必要な事項を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。 〔十～十三 同上〕	九 特定事項伝達型本人限定受取郵便等 本人限定受取郵便等であつて、差出人に代わって名あて人本人の住居を確認し、名あて人本人から本人確認書類（第五条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）の提示を受け、かつ、本人確認記録等の作成に関し必要な事項を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。 〔十～十三 同上〕
	(本人確認書類)		
	第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号コに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。 〔一～三 略〕	第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号コに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日ににおいて有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。 〔一～三 同上〕	第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号コに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日ににおいて有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。 〔一～三 同上〕
備考	表中の「」の記載は注記である。	〔2 略〕	〔2 同上〕

この省令は、公布日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、令和二年十月一日から施行する。

附 則